

北のいすみ

発行・神戸北民商 2025年11月17日号

無料法律相談・予約制

11月21日 金曜日

午後2時から

自主計算活動を…パンフ届きます。

今年の確定申告は従来の基礎控除48万円が、所得に応じて、令和7・8年分は、95万円～58万円まで、段階的に変更されます。二年限りという、お粗末なものです。基礎控除が引きあがったことは、喜ばしいことです。従来から生活費に税金賭けるなどの民商の願いが反映されたものと、喜んでいます。ただ令和9年になると一律58万円と、逆戻りします。また給与所得控除も変更になり『123万円の壁』となり、パートなどの働く環境が良くなりますが、住民税はそのままなので、ご注意ください。18歳から22歳の子供の扶養の限度は、給与150万円までは63万円の控除が受けられます。住宅ローンの限度額も子育て世代は5000万円に引きあがります。こうした変更点と一緒に、学びあい、税金対策をしましょう。

婦人部でさっそく、勉強会しました。

12日の役員会で『わかりにくいねえ。よくなつた点と悪くなつた点、考えさせられる。』『消費税の減税こそ、急ぐべき。』記帳と合わせて、年内の税金対策、学びつつ、実践しよう。と話し合いました。そして、みんなが『教えあう』ことのできるように、スキルを上げようと意思統一しました。



表1 基礎控除額(改正された範囲)

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
令和7・8年分	令和9年分以降	
132万円以下	95万円(58万+37万)	
132万円超 336万円以下	88万円 (58万+30万)	
336万円超 489万円以下	68万円 (58万+10万)	58万円
489万円超 655万円以下	63万円 (58万+5万)	
655万円超 2,350万円以下	58万円	

融資相談会 11月18日(火) 午前中 民商にて

国保・融資・税の納付 なんでもご相談ください。